

三重県助産師養成確保に関する懇話会実施要領

1 目的

医療の機能分化が進む中、産婦人科病棟閉鎖、分娩を取り扱う診療所の減少など、周産期医療をとりまく状況が大変厳しくなっている。このような状況から、県民が安全・安心なお産ができる体制整備が課題となっている。

その対策の一つとして医師および、助産師確保対策への取組が求められている。

しかしながら、当県は、助産師の就業率が全国平均に比べ非常に少ない状況にあり、県内の養成数では、需要に見合った供給ができていない。そこで、県内の養成機関、関係団体等有識者の協力のもと助産師の養成確保対策について検討を行う。

2 検討事項

県内の安全・安心なお産環境の整備に向け、助産師の養成・確保、並びに安全な助産ケアを提供するための助産師の資質向上・医療安全の確保に向け下記について検討を行う。

- (1) 助産師養成・確保・定着に関すること
- (2) 助産師の資質向上に関すること

3 懇話会メンバー

看護系大学等養成機関有識者、各団体(三重県医師会、三重県産婦人科医会、三重県看護協会、三重県助産師会)代表、行政

4 開催回数

年1回程度

5 懇話会の事務は、三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課において処理する

(付則)

この要領は、平成21年9月15日から施行する。